

7 消安第 2472 号
令和 7 年 7 月 18 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

インダノファン

7 消安第 2473 号
令和 7 年 7 月 18 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

クロルピクリン

7 消安第 2474 号
令和 7 年 7 月 18 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

テトラコナゾール

7 消安第 2475 号
令和 7 年 7 月 18 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ピロキロン